

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成30監査年度に執行した監査（行政監査:テーマ「公有財産の貸付及び使用許可の手続等について」）について、同条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月23日

奈良県監査委員 斎藤 信一郎

同 森田 康文

同 西川 均

同 和田 恵治

平成30監査年度 行政監査 措置状況一覧

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
<p>知事公室</p> <p>政策推進課</p>	<p>貸付契約の記載内容について 契約書に現状変更の禁止に関して記載していなかった3件の貸付を所掌している政策推進課、地域政策課及び青少年・社会活動推進課は、当該貸付契約について、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について（昭和39年9月8日管第76号）」に沿って公有財産の原形を原則として変更してはならない旨を契約条項とすべきである。</p>	<p>当課が所掌する県有財産使用貸借契約について、県の承諾を得ないで物件の原状を変更してはならない旨を追加する契約変更を行った。</p>
<p>地域振興部</p> <p>エネルギー・土地水資源調整課（旧地域政策課）</p>	<p>貸付契約の記載内容について 契約書に現状変更の禁止に関して記載していなかった3件の貸付を所掌している政策推進課、地域政策課及び青少年・社会活動推進課は、当該貸付契約について、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について（昭和39年9月8日管第76号）」に沿って公有財産の原形を原則として変更してはならない旨を契約条項とすべきである。</p>	<p>令和元年5月15日付けで、貸付物件の原状を原則として変更してはならない旨を原契約書の条項に加える変更契約書を締結した。</p>
<p>文化資源活用課</p>	<p>使用許可の期間について 文化資源活用課は、無償貸付等通知に基づき、使用許可に当たって適切な期間を設定する必要があると認められる。</p>	<p>令和元年6月11日付けで、現状の行政財産使用許可を取り消し、適切な期間で行政財産使用許可申請書を提出させ、許可を行った。</p>
<p>医療政策局</p> <p>健康推進課</p>	<p>貸付料を無償としている必要性、根拠等の再検討について 一般財団法人奈良県健康づくり財団は、県及び県内医療機関関係団体等が一体となって健診をはじめとする保健事業に取り組むこととした設立趣旨がある。 健康推進課は、前記のとおり「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について（昭和39年9月8日管第76号）」に規定されている財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年奈良県条例第41号）第4条を適用する要件である「公共又は公益性が著しく濃厚であり、借受者が営利を目的とせず、利益をあげない場合」又は「県が低減しようとする額又はこれと同等以上の額について相手側から恩恵を受けている場合」に該当するかどうか明らかにしないまま、一般財団法人奈良県健康づくり財団が「事業所健診事業等の独自事業のほか、県から移管を受けた市町村集団健診事業などの公的事业も行っており、公共性、公益性が高い団体である」ことを理由として、貸付料（貸付料算定額年間43,192,862円）を無償として貸し付けている。 同法人は、平成25年に財団法人から一般財団法人へ移行した際に継続（公益目的）事業として認定された「住民健診」を行っており、平成29年度には、人間ドック事業等の収益事業（学校健診、事業所健診を含む）の収支差額が120,819千円の黒字、継続（公益目的）事業の収支差額が41,726千円の赤字となっており、法人会計の収支差額26,826千円の赤字と併せて、法人全体として収支差額が52,267千円の黒字となっている。また、平成29年度の市町村集団健診として、他者との見積合せの結果、18市町村の健診を受託しているが、他者が採算性等の問題から見積合せを辞退して、同法人の1者のみ見積り提出となっているものはない状況となっている。 以上のことから、健康推進課は、無償貸付の理由としている同法人の公的事业の実施状況、収支の状況及び見直し等を具体的に検証し、貸付料を無償としていることがその公的事业等に対する、交付金又は補助金に類する利益供与の規模として適切かどうか、貸付料を全額無償としている必要性、根拠等について、総合的に再検討を行う必要があると認められる。</p>	<p>奈良県健康づくり財団は、平成25年に一般財団法人に移行した後、一部公益事業を実施しているものの収益事業の割合が高いことから、現在の契約内容を見直し、令和3年度からは、公益事業の実施状況を勘案の上、有償による貸付を行うこととする。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
<p>くらし創造部</p> <p>青少年・社会活動推進課</p>	<p>貸付契約の記載内容について</p> <p>契約書に現状変更の禁止に関して記載していなかった3件の貸付を所掌している政策推進課、地域政策課及び青少年・社会活動推進課は、当該貸付契約について、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条例及び奈良県公有財産規則の施行について（昭和39年9月8日管第76号）」に沿って公有財産の原形を原則として変更してはならない旨を契約条項とすべきである。</p>	<p>平成24年4月1日付けで締結した土地建物等使用貸借契約書の一部を変更する契約を、令和元年6月24日に締結した。</p> <p>変更の内容は、次の一条を加えた。</p> <p>(原状変更の禁止)</p> <p>第10条 乙は、本件施設の原状を変更させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。</p>
<p>農林部</p> <p>林業振興課</p>	<p>普通財産の貸付契約に係る更新時の検討事項を文書で記録することについて</p> <p>貸付料を無償等としている貸付契約の更新の際の検討事項について、特段の規定はない。</p> <p>しかし、貸付契約の更新に当たって、以前から貸付料を無償等としていたとしても、状況等の変化に伴い、必要に応じて貸付料を徴収すべきこととなることも想定される。</p> <p>林業振興課は、契約の当初に貸付料を無償にすることについて十分に検討し、状況に変化がないから貸付料を無償とすることが適切か、その必要性を検討していないとしているが、無償貸付は例外的なものであるため、自動更新の際に引き続き貸付料を無償とすることが適切か検討し、いつ、どのような内容を検討したか事後的に検証できるように、その検討内容を文書で記録して残しておく必要があると認められる。</p>	<p>今後、使用貸借契約更新の際には、貸付料を無償にすることが適切であるかどうか十分検討し、その検討内容を文書で記録し、起案に添付するよう改善を行う。</p>